

(平成23年4月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 4 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 4 月から 57 年 3 月まで
② 平成 6 年 7 月

申立期間①について、私は大学卒業後の昭和 55 年 4 月に、A 市役所で国民年金の加入手続を行った。その後、会社に就職し厚生年金保険に加入するまでの間、自宅に納付書が送られて来るたびにきちんと納付していた。また、保険料は一括で納付することが多かった。

申立期間②については、会社退職後に市役所で国民年金の再加入の手続を行い、保険料を納付した。

申立期間①及び②について、納付を証明するものは無い上、詳細な記憶もないが、納付したのは間違いないので、未納とされていることに納得できない。調査の上、記録の訂正を求める。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 57 年 4 月に払い出されていることが、国民年金手帳記号番号払出簿で確認でき、その時点では国民年金保険料を過年度納付及び納付日が同年 4 月中であれば一部期間、現年度納付することが可能である。

また、申立期間①は 24 か月と比較的短期間であり、かつ、申立人は、申立期間①及び②を除く国民年金加入期間において保険料の未納は無く、昭和 57 年度から平成元年度までの保険料は前納している上、納付済期間の一部ではあるが、付加保険料を納付していた実績もあることから、申立人の国民年金制度に対する関心の深さ及び納付意識の高さがうかがえる。

さらに、年金事務所に確認したところ、国民年金へ加入した際、遡って被

保険者資格を得た被保険者に、時効前の未納期間があれば当該期間の過年度用納付書を郵送で交付していたことから、申立人は国民年金への加入手続後、過年度用の納付書入手し、申立期間①の保険料を納付することが可能な状態であったと考えられる。

加えて、申立人は、「自宅に納付書が届くたびにきちんと納付していた。」と述べていることから、前述のとおり、保険料の納付意識が高かった申立人が送付されて来た納付書により、遡って納付可能な申立期間①の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

一方、申立期間②について申立人は、「会社を退職した後、市役所で国民年金への再加入手続を行い、保険料を納付した。」と述べているところ、オンライン記録によると、再加入手続を行った時点で申立期間②は、厚生年金保険の被保険者と記録されていたことから、国民年金保険料の納付書が交付されたとは考え難い。

また、申立期間②が国民年金被保険者期間と記録訂正されたのは、平成 10 年 9 月 2 日であり、その時点で申立期間②は時効のため保険料を納付することができない。

さらに、オンライン記録を基に複数の読み方で氏名検索を行ったが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている形跡は見当たらず、ほかに別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 4 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年2月及び同年3月

20歳になった頃は学生だったが、母が姉と一緒に国民年金への加入手続きを行い、保険料を納付してくれた。申立期間について姉は納付済みとなっているのに、私は未納とされている。納得できないので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は平成4年10月7日にA市において、姉と連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認できることから、申立期間は現年度納付が可能な期間である。

また、申立期間は2か月と短期間であり、申立人は申立期間を除く全ての期間の国民年金保険料を納付している上、申立人の保険料納付を行ったとされる母親を始め、申立人の家族は、厚生年金保険と国民年金との切替手続等を適切に行うとともに国民年金保険料の未納は無いなど、国民年金への関心の高さがうかがえる。

さらに、申立人に平成7年3月9日付けで納付書が発行されており、前後の納付状況から当該納付書は申立期間の納付書であったと推認できるところ、前述のように納付意識の高い申立人及びその母親が、過年度納付書が発行されながら当該期間の国民年金保険料を未納のまま放置しておくとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録及び同社C支店における資格取得日に係る記録を昭和23年9月20日に、同社D支店における資格取得日に係る記録を26年8月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を23年1月から同年7月までは400円、同年8月は300円、同年9月から24年2月までは1,500円、26年8月を8,000円とすることが必要である。

なお、申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、昭和23年1月から同年8月までについては、明らかでないと認められ、同年9月から24年2月までの期間及び26年8月については、保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年1月1日から24年3月10日まで
② 昭和26年8月5日から同年9月1日まで

A社に昭和22年6月1日から30年5月1日まで継続して勤務したが、申立期間の厚生年金保険の記録が無い。調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する申立人に係る人事異動の記録及び同社の回答により、申立人は、申立期間について、A社に継続して勤務し（A社本店から同社C支店に異動及び同社本店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間①の異動日について、B社が保管する申立人に係る人事異動の記録により、昭和23年9月20日にA社C支店に異動したことが確認できることから、A社における資格喪失日及び同社C支店における資格取得日を同日とすることが妥当である。

申立期間②の異動日について、B社が保管する申立人に係る人事異動の記

録により、申立人は当該期間においてA社D支店に勤務していたことが確認できることから、昭和26年8月5日とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、申立期間のうち昭和23年9月20日から24年3月10日までの期間及び26年8月5日から同年9月1日までの期間について、A社C支店は24年3月10日に、同社D支店は26年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、当該期間は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できることから、B社は、A社C支店は22年12月3日に、同社D支店は25年7月8日に法人事業所として営業を開始し、営業開始時の従業員が10人以上であったとしていることから、当該期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社、同社C支店及び同社D支店における昭和22年12月、24年3月及び26年9月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、23年1月から同年7月までは400円、同年8月は法改正に伴う標準報酬月額等級表の改訂により300円、同年9月から24年2月までは1,500円、26年8月は8,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間のうち、昭和23年1月から同年8月までの期間の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は当時の資料が残っていないため不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ないとともに、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険出張所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

また、申立期間のうち昭和23年9月から24年2月までの期間及び26年8月の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該期間において、A社C支店及び同社D支店は適用事業所の要件を満たしながら、社会保険出張所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（16万円、18万円及び19万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を、平成9年8月及び同年9月は19万円、同年10月から10年9月までは18万円、同年10月から11年5月までは16万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年8月1日から11年6月26日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間における標準報酬月額が従前に比べて、大幅に低くなっている。以前と変わらない業務内容であり、欠勤すること無く働いていた。

申立期間当時の源泉徴収票を提出するので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額は、平成9年8月及び同年9月は19万円、同年10月から10年9月までは18万円、同年10月から11年5月までは16万円と記録されていたところ、同年6月9日付けで、9年8月1日に遡及して10万4,000円に訂正されていることが確認できる。

また、申立人の記録が遡及して訂正された平成11年6月9日時点で、A社における厚生年金保険の被保険者記録がある10人全員について、同日付けで、申立人と同様に標準報酬月額の遡及訂正が行われている。

しかし、申立人から提出された平成9年及び10年分の源泉徴収票によると、当該期間における厚生年金保険料控除額は、訂正前の標準報酬月額に見合う金額であったことが確認できる。

また、複数の同僚が、「A社は経営状態が悪く、給与の遅配や分割払いがあり、平成12年8月に倒産した。」と証言していることから、当該事業所において厚生年金保険料の滞納があったことが推認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成 11 年 6 月 9 日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、申立人について 9 年 8 月 1 日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成 9 年 8 月及び同年 9 月は 19 万円、同年 10 月から 10 年 9 月までは 18 万円、同年 10 月から 11 年 5 月までは 16 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年10月1日から56年10月1日まで
A社B工場に勤務していた申立期間の標準報酬月額の記録は誤っているので、調査をして記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している給与明細書により、申立人は、申立期間についてその主張する標準報酬月額に見合う報酬月額を事業主により支払われ、かつ当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人は、申立期間当時にA社が申立人に対して発行した標準報酬月額決定通知書を所持しているところ、当該通知書においても申立てどおりの標準報酬月額及び保険料額等が記載されている。

一方、A社B工場の申立人に係る厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間後の昭和56年10月1日の定時決定における標準報酬月額は38万円と記載され、その上段には（年410）の記載が確認できるところ、このことについて、日本年金機構では、「標準報酬月額について、厚生年金保険の上限が健康保険の上限を上回っていた時期にはこのように上段にカッコ書きで厚生年金保険の標準報酬月額を記載していた。」と説明している。

しかし、実際に健康保険の標準報酬月額が38万円で厚生年金保険の標準報酬月額上限が41万円となったのは、昭和55年10月1日から56年9月30日までの期間であり、同年10月1日には、厚生年金保険の標準報酬月額上限は41万円変わらないものの、健康保険の標準報酬月額は47万円であったことから、同年10月1日の欄にこのような記載をする理由はなく、社会保険事務所における記録管理が不適切であったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額については、41万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年5月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月から49年12月まで

私の国民年金については、A社の設立に参加した際、同社の経理係担当者が加入手続や保険料納付を行ってくれたはずであり、「加入の上、遡って全て納付した。」と聞いているので、申立期間が未納となっているのは納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和48年5月、A社の設立に参加した際、国民年金に加入した。しかし、実際の加入手続や保険料納付は、同社の経理係に任せていたので詳細は不明だが経理係担当者より、『加入の上、遡って全て納付した。』と聞いている。」と述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和52年4月に、B市C区において払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できる上、48年1月から52年4月までの期間について同払出簿を縦覧調査するも、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人に係る国民年金被保険者台帳を見ると、申立期間に続く昭和50年1月から51年3月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認できる上、同台帳に年金手帳の交付年月日が52年4月と明記されていることから、申立人の国民年金への加入手続は同年4月頃に行われ、その時点で国民年金被保険者資格を、厚生年金保険被保険者資格の喪失日である48年5月3日まで遡って取得したが、申立期間については時効により保険料を納付することができなかつたものと推認される。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和52年4月の時点では、時効となった期間の国民年金保険料を納付することができる特例納

付制度も実施されておらず、制度上、申立期間の保険料を納付することはできない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 1096

第1 委員会の結論

申立人の平成5年10月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月から7年3月まで

就職した平成6年2月か3月以降については、市県民税、生命保険や車のローン等は全て自分で支払いをしており、国民年金保険料も納付していた。

分割は余りしたくなかったので、一括で銀行か郵便局で納付し、その後は口座振替の手続をした。

学生であった期間については、納付していない事も考えられるが、就職後は自分で納付しているはずなので、申立期間について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「就職した平成6年2月か3月以降については、自分で国民年金保険料を納付していた。」と述べているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成7年5月31日に払い出されていること、また、オンライン記録によると、申立期間前後の計4か月分の国民年金保険料を同年5月1日に納付していることが確認できることから、その時点まで申立人は国民年金に未加入であったと考えられる。

また、申立人は「銀行か郵便局で保険料を一括納付した。」と述べているところ、申立人に係る平成5年8月及び同年9月の領収済通知書によると、納付書発行年月日と金融機関の領収日が共に7年5月1日となっていることから、市役所で加入手続時に、現年度分に当たる同年4月及び同年5月の納付書が作成された際、過年度分に当たる5年8月及び同年9月の納付書が別途作成されたと考えられるが、領収済通知書の納付期間は「自平成5年8月～至5年9月」と記載されており、申立期間は含まれていない上、申立期間

に係る領収済通知書も見当たらない。

さらに、加入手続の際、申立期間前後の期間を含め国民年金保険料を一括納付した場合の保険料額は約 24 万円となるが、申立人は納付時期や納付金額等の記憶が定かでなく保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 6 月から 47 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 6 月から 47 年 7 月まで

私の国民年金の納付記録を確認すると、申立期間が国民年金に未加入であることが分かった。申立期間当時、毎月の保険料は、自治会や婦人会の当番の集金により納付しており、まとめて市役所に納められていたことを覚えている。申立期間について、集金により国民年金保険料を納付しながら、未加入とされ、未納扱いとされていることに納得がいかないので調査をしていただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、毎月、自治会や婦人会の当番の集金により国民年金保険料を納付していたと述べているが、A市が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立人は昭和 39 年 5 月 29 日に国民年金の強制加入被保険者資格を喪失し、47 年 8 月 1 日に当該資格を再取得していることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、それらの国民年金被保険者資格の喪失及び再取得の記録は、国民年金手帳記号番号払出簿及び国民年金被保険者台帳（旧台帳）における当該資格の喪失及び再取得の記録とも一致している。

さらに、オンライン記録等によると、申立人の夫も申立人と同日の昭和 39 年 5 月 29 日に国民年金の強制加入被保険者資格を喪失し、厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人は、夫が厚生年金保険の被保険者になり、自らはその被扶養者になったことから、国民年金の被保険者資格の喪失手続を行ったものと考えられる。

加えて、申立期間は 62 か月と長期間である上、申立人が申立期間の国民年

金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月まで

私は、申立期間について、厚生年金保険の適用事業所となっていない会社で勤務しており、別の会社へ転職した昭和 60 年 4 月頃に、国民年金の未納の通知が自宅に届いたので、預金から約 10 万円を引き出し、A 市で申立期間の保険料を納付したことをはっきり覚えている。

申立期間について、保険料を納付したはずなので調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金に加入した場合に払い出される国民年金手帳記号番号は、昭和 62 年 7 月 29 日に申立人に対して払い出されており、ほかに別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらないことから、申立人はこの頃初めて国民年金に加入したと推認され、この時点では、制度上、時効により申立期間の保険料を納付することはできない。

また、申立人が所持する年金手帳によると、申立人の最初の国民年金被保険者資格の取得日は昭和 59 年 4 月 1 日と記載されているものの、当該資格取得の届出日は 62 年 7 月 11 日であることが確認でき、同届出日の記録は、上述の手帳記号番号の払出日の記録とおおむね符合していることから、行政側の記録管理に不自然さはみられない。

さらに、オンライン記録によると、申立人に係る国民年金第 3 号被保険者資格の取得日（昭和 62 年 2 月 1 日）の届出処理日は、同年 8 月 3 日となっていることから、申立人は、婚姻後に国民年金の加入手続及び第 3 号被保険者資格取得手続を併せて行ったものと考えられる。

加えて、申立人は、昭和 60 年 4 月頃に A 市で申立期間の保険料を一括納付したと主張しているが、国民年金の加入手続及び年金手帳を受け取った経緯等に関する記憶が曖昧である。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年8月10日から32年6月1日まで
昭和31年8月から32年6月までA社に勤めていたが、厚生年金保険の記録が1か月しかない。また、B工場に勤務していたのに厚生年金保険の記録はC事業所に勤務したことになっている。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の手帳に申立期間にA社に勤務していたと思われる記載があり、申立人の妻は申立期間にA社の内職をしていたので、申立人は申立期間に同社に勤務していたはずであるとしているものの、同社は既に解散しており、当時の事業主は死亡しているため、申立てに係る状況を確認できない。

また、A社の関連会社が現存することから、同社に照会を行ったが、協力を得られず、申立てに係る状況を確認できなかった。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者記録の確認できる複数の同僚に照会したが、申立人の申立期間における勤務実態について証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、B事業所に勤務していたにもかかわらず、C事業所に勤務していた記録になっているとしているが、両事業所は本社及びその工場の関係であり、当時、B事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなかったことから、C事業所において一括して厚生年金保険の資格取得の手続をしていたものと考えられる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 4 月頃から 52 年 3 月頃まで
② 昭和 52 年 4 月頃から 54 年 3 月 1 日まで
③ 昭和 56 年 4 月頃から 58 年 3 月頃まで
④ 昭和 58 年 4 月頃から 60 年 6 月 1 日まで
⑤ 昭和 63 年 5 月 26 日から平成元年 4 月 1 日まで

申立期間①について、A 県の B 事業所に英会話講師として勤務した。

申立期間②について、当時の妻の伯父が C 市で経営するビルの一部を貸してもらい、E 事業所という英会話教室を開いていた。

申立期間③について、F 市にあった G 事業所で勤務した。

申立期間④について、H ビルにあった I 事業所という英会話学校に、英会話講師として勤務した。

申立期間⑤について、J 市にあった K 社という整備工場で勤務した。

申立期間①から⑤までの期間、働いていたことは間違いないので調査し、厚生年金保険の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、商業登記簿により、申立人が記憶する所在地において、申立期間後の昭和 57 年に B 社（現在は、L 社）が設立されたことが確認できる。

しかしながら、L 社に照会したところ、「申立期間に英会話教室を運営していたと聞いているが、法人化する前である。当社は、現在に至るまで一度も厚生年金保険の適用事業所となったことはなく、給与から厚生年金保険料を控除することは無い。古い話なので申立人の在籍については分からない。」としている。

また、申立人が記憶する申立期間当時の従業員数は、申立人を含めて 3 人であり、厚生年金保険の強制適用事業所には該当しなかったことがうかがえ

るところ、オンライン記録においても厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない。

さらに、申立人は、同僚の氏名を記憶していないことから、当該事業所における申立人の勤務実態について確認することができない。

申立期間②について、申立人は、「E事業所は法人化しておらず、自分以外に従業員はいなかった。」と述べていることから、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことがうかがえるところ、オンライン記録においても厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない。

また、申立人が事業所の運営を任せていたという当時の妻の伯父は所在が不明であることから、事業所の厚生年金保険の適用、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間③について、G事業所は、申立人が記憶する事業所所在地を管轄する法務局において商業登記の記録は確認できない上、オンライン記録においても厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない。

また、当時の代表者の所在は不明であり、申立人は同僚の氏名を記憶していないことから、当該事業所における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

申立期間④について、申立人が記憶する事業所所在地を管轄する法務局に、Iと似た名称の事業所が登記されており、登記目的欄に外国語教育に係る項目が存在することから、申立人が勤務していたとする事業所と推認できる。

しかし、当該事業所は既に解散しており、オンライン記録においても厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない上、当時の代表者と連絡が取れず、申立人は同僚の氏名を記憶していないことから、当該事業所における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間⑤について、K社は、申立人が記憶する事業所所在地を管轄する法務局において商業登記の記録は確認できない上、オンライン記録においても厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない。

また、申立人は当時の代表者及び同僚の氏名を記憶していないことから、当該事業所における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①、②、③、④及び⑤における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②、③、④及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 1154

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
② 昭和 47 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

昭和 46 年 5 月 1 日から 48 年 3 月 16 日まで、A 事業所に事務補助員として継続して勤務した。厚生年金保険の記録が途中 2 か月無いので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所に勤務していた複数の同僚に照会したところ、「勤務する際、事業所から、5 か月以上継続勤務した後に、1 か月勤務しない月を設けた上で再雇用すると説明を受けた。」と証言しており、申立人を除く当該事業所の厚生年金保険の被保険者 21 人のうち 18 人が申立人と同様に当該事業所における被保険者記録に 1 か月以上の空白期間が確認できる（3 人については、9 か月以内の一度きりの勤務であり、再雇用されていない。）。なお、被保険者記録に 1 か月以上の空白期間がある同僚は、当該期間について、勤務をしていなかった又は厚生年金保険には加入せずに実際には勤務していたなどと証言しており、当該同僚から厚生年金保険の記録が無い期間について、厚生年金保険料が給与から控除されていた証言は得られなかった。

また、後継事業所である B 事業所は、「申立期間当時、非常勤職員取扱要領に、任用期間は 1 日を単位とし、5 か月以上継続して任用した場合は、少なくとも 1 暦月の期間を経過した後でなければ再採用することはできないと規定されていたことから、当該取扱要領に準じて雇用し、厚生年金保険の被保険者期間に未加入期間が生じたと考えられる。」としている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 64 年 1 月 1 日から平成元年 4 月 1 日まで
② 平成 13 年 1 月 1 日から 14 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 64 年 1 月から平成元年 3 月までの期間、研修医として A 病院に勤務した。前勤務先の B 病院においても、研修医として勤務していたが、同病院では厚生年金保険に加入していた。そのため、今回の申立てに至った。

また、平成 13 年 1 月から 14 年 3 月までの期間、非常勤医員として A 病院に勤務した。同病院に勤務している期間、厚生年金保険に加入していたと思う。その証拠資料として、同病院から交付された医員謝金明細書を提出する。

A 病院に勤務していた上記の各期間について、厚生年金保険の加入の有無を調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 病院から提出された回答書により、申立人は、昭和 64 年 1 月から平成元年 3 月までの期間は研修医として、13 年 1 月から 14 年 3 月までの期間は非常勤医員として、同病院に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A 病院は、「当病院に勤務する研修医及び非常勤医員については、平成 16 年 3 月までは厚生年金保険の加入手続を行っていなかったため、給与から申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を控除していなかった。」としている。

また、申立期間②については、申立人から医員謝金明細書が提出されているが、A 病院は、「医員謝金明細書に記載されている保険料とは、医師国民健康保険組合の国民健康保険料のことであり、当該明細書に記載されている

保険料額も当時の医師国民健康保険組合の同保険料額と合致する。」としており、医師国民健康保険組合も、「申立人は、申立期間②において医師国民健康保険組合に加入していた。」としている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 12 月 17 日から 40 年 7 月 21 日まで
結婚のため、昭和 40 年 7 月に A 社を退職したが、脱退手当金について会社から説明を受けることはなく、制度自体を知らなかった。
会社を退職してから 3 年半後に脱退手当金が支給されたこととなっているが、退職日より長期間経過してから脱退手当金を請求したとは思えないので、調査をして記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、脱退手当金を受給していないと申し立てているところ、A 社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人の氏名は昭和 44 年 1 月に旧姓から新姓に変更されていることが確認でき、申立期間の脱退手当金は、同年 1 月 29 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。